

平成31年度 豊丘村農業総合振興事業計画について

平成31年度の計画を次のように決めました。

内容を充分ご確認ください、農業経営にご活用ください。

1. 豊丘村農業総合振興事業 19,845千円

① 環境保全対策事業 2,322千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
(1) 畜産環境整備対策事業	◎パルトリノ乳剤 93,852円×2本×1/3= 62,568円 ◎カブツ10%液 81,972円×2本×1/3= 54,648円 (他の薬品等については効果を調査し検討します。)	畜舎一斉消毒により害虫（ハエ、カ）の発生を防止し環境整備を図る。
	小計 117,216円	
(2) 土づくり推進事業	◎完熟 4,000円×700t×1/3= 933,333円 ◎袋詰@380円 2,000袋 100円補助= 200,000円 (村内産堆肥の村内消費を目的にしています。) ◎生産性向上の為に土壌検査手数料を定額1,000円補助 ※Aセットは除く 1,000円×50件=50,000円	土づくりのための堆肥購入補助し有機的栽培を図る。 10a当り2t8,000円を基準、袋詰はホールディガーを利用した散布を推進する。
	小計 1,183,333円	
(3) 臭気抑制対策事業	◎臭気抑制対策に要する資材購入経費の1/3補助 ゼオライト1k 1,785円×60袋×1/3=35,700円 ビオリ-E-ス10k 21,000円×10袋×1/3=70,000円 ソフトシリカ1k 1,998円×60袋×1/3=39,960円 バイオ酵素 15,750円×80箱×1/3=420,000円 NB90(20kg) 11,880円×100袋×1/3=396,000円	畜産の臭気抑制対策を図る。 対象資材等詳細についてはJAの奨励資材に準ずる。 (他の薬品等については効果を調査し検討します。)
	小計 961,660円	
(4) 環境保全型農業支援事業	◎国が実施する環境保全型農業直接支払交付金制度の内容に準じた有機農業への取組みに対して補助する。 有機農業 8,000円/10a×75a×1団体=60,000円	支援対象者の要件、支援対象となる取組みの範囲が、国の制度とは若干異なります。
	小計 60,000円	
計		2,322,209円

② 園芸特産振興事業 2,050千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
野菜経営安定化対策補助	◎野菜価格安定基金積立金の30%を補助 積立金1,000千円×3/10=300,000円 ◎直売等出荷野菜生産施設設置補助 1/2補助 (上限300千円) 300,000円×5件=1,500,000円 内張り加算上限額50,000円×5件=250,000円	パイプハウス設置補助
	計 2,050,000円	

③ 果樹産地振興対策事業 2,995千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
果樹産地 振興対策 事業	◎苗木購入補助（農家個々の申請） （品種毎10本以上の拡大・変更・更新等の購入者を対象） $2,000円 \times 2,000本 \times 1/3 = 1,333,333円$ ◎果樹共済掛金の30%を補助 $共済掛金2,400千円 \times 3/10 = 720,000円$ ◎凍霜害を防ぐための資材購入に要する経費の1/3補助 $霜ガード4,810円 \times 90袋 \times 1/3 = 144,300円$ （1袋6㎡20a分 90袋18ha分） $デュアルム3,780円 \times 300箱 \times 1/3 = 378,000円$ （6本入り10箱20a分 300箱6ha分） ◎養蜂農家育成助成金 $蜜蜂フソ病法定検査料補助60円 \times 100群 = 6,000円$ ◎受粉用蜜蜂使用補助 1群 定額3,000円補助 $3,000円 \times 110群 = 330,000円$ ◎果樹に係る鳥獣被害対策支援事業 防鳥網 $16,600円 \times 10件 \times 1/2 = 83,000円$	果樹栽培産地維持のため果樹苗木の購入に補助を行う。但し、200千円/10aを上限とする。 （ぶどうは5本から対象） 凍霜害の最小化対策 霜ガード…降霜前に果樹園に散布、効果3日間、降雨により効果減 デュアルム…燃焼剤
	計	2,994,633円

④ げんき農業支援事業 7,000千円

事業の 目的	農業の振興を図るため、住民が組織する団体等が、農業の活性化を進めるために要する経費に対し、補助金を交付する。																		
◎通常補助枠	5,000千円	◎新規就農者枠	2,000千円																
☆補助対象者等	対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有する者で原則として3人以上で組織するグループ（※事業費が100万円以上の場合は、認定農業者が1名以上含まれるグループであること。） ・村内に事業所がある農業法人（新規就農者及び法人は1者でも申請可） ・村内で組織する団体及び地域 補助対象区域等 <ul style="list-style-type: none"> ・村内に所在する農地及び農地を利用した農業用施設等 																		
☆補助率等	事業の内容により、事業費の1/10から8/10 事業内容等により補助限度額があります（耐用年数が確認できれば中古機器も対象可） 補助限度額（1事業） <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>・全村に及び組織</td> <td>100万円</td> <td>地域・グループ組織</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>・防除組織（SS導入）</td> <td>100万円</td> <td>農業用機械の共同購入</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>・同一組織での別申請は3年後から受付</td> <td></td> <td>同一組織での再申請は5年後から受付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規就農者（新たに専業農家になれる方）</td> <td>100万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			・全村に及び組織	100万円	地域・グループ組織	50万円	・防除組織（SS導入）	100万円	農業用機械の共同購入	1/3以内	・同一組織での別申請は3年後から受付		同一組織での再申請は5年後から受付		・新規就農者（新たに専業農家になれる方）	100万円		
・全村に及び組織	100万円	地域・グループ組織	50万円																
・防除組織（SS導入）	100万円	農業用機械の共同購入	1/3以内																
・同一組織での別申請は3年後から受付		同一組織での再申請は5年後から受付																	
・新規就農者（新たに専業農家になれる方）	100万円																		
☆審査の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的及びモデル的な事業 ・緊急性が高く、今年度を実施することが望ましい事業 ・国庫補助、県費補助等の助成事業がまったく利用できない事業 																		
☆補助の事例	地域ぐるみで集落等の遊休地を解消するための経費 新事業の導入目的で実施する研究及び視察経費 新事業の展開や新品種を導入する経費 など																		
計			7,000,000円																

⑤ 農業法人化支援事業 500千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農業法人化支援事業	◎農業法人化のための経費を補助（1件500千円） 500千円×1法人=500,000円	国庫補助を受けられない法人を対象
	計	

⑥ 農地リフレッシュ助成金事業 1,500千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農地再生事業	◎遊休農地を借入耕作するために必要な経費を補助 （農業委員会の調査で遊休農地と判定された農地） 10a当り 上限100千円補助 100千円×100a分=1,000,000円 ◎放置すれば耕作放棄地になりうる農地を借入耕作するために必要な経費を補助 10a当り 上限50千円補助 50千円×100a分=500,000円	認定農業者、人農地プラン中心経営体、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金準備型の交付を受けている者を含む）、村内に住所を置く農業法人であること。 抜根、施設撤去、施設整備等 面積が20a以上となる場合は、他事業との調整を図るものとする。
	計	

⑦ チャレンジ農業者資金利子補給事業 98千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
無利子資金事業	◎意欲ある農業者が、新たな農業経営に挑戦するために必要な経費に充てる資金の利子補給を行う。 （上限5,000千円 最大10年貸付け3年据え置き） 5,000千円×1.95%×1/2×2人=97,500円	村・農協が1/2ずつ負担 3.0%以内の資金を貸し付け 保証料は対象外 （※H30より年齢要件は廃止）
	計	

⑧ 農業後継者支援事業 300千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農業後継者支援事業	◎就農支援金 認定された農業後継者が、新規就農してから3年経過した時に、200,000円を支給する。（H31は該当予定者なし） 200千円×0人=0円	認定された、満55歳未満の農業者であること。 上限300千円 就農後、3年間の内に1回
	◎育成支援金 認定された農業後継者が、新たな営農活動に必要な経費の1/2を補助する。 300千円×1人=300,000円	
計	300,000円	

⑨ 農地日陰地解消事業 1,000千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農地日陰地解消事業	◎周辺山林の成長による優良農地の遊休農地化を防ぐため、支障木の伐採経費の1/2を補助する。 (ただし、申請人所有の支障木は対象としない。) 1件200千円×10件×1/2=1,000,000円	支障を受けている農地が10a以上であること。 業者の伐採事業であること。 伐採経費には伐採木の補償は含まない。
	計	

⑩ 認定農業者確保・経営支援事業 1,000千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
認定農業者確保・経営支援事業	◎認定農業者の機械・施設の導入に係る経費を補助 1,000千円×10%×10人=1,000,000円	認定農業者であること。 整備内容ごとに50万円以上であること。 上限額は10万円
	計	

⑪ 集落営農組織設立支援事業 1,000千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
集落営農組織設立支援事業	◎集落営農組織の設立の支援 協定農地面積に応じて支援額を算定する。 (1ha当り5万円、上限額50万円) 50千円×20ha=1,000,000円	規約があること。 協定農地の耕作が確実に行われること。 協定農地内に認定農業者が2名以上含まれる組織であること。
	計	

⑫ 帰農塾受講助成金 80千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
帰農塾受講助成金	◎南信州農業改良普及センターとJAみなみ信州が共同で実施する「帰農塾」の受講費用を助成 8千円×10人=80,000円	受講の修了証（写し）を提出する。
	計	

2. 担い手支援事業

1,400千円

◎認定農業者が借りた場合（全ての借入契約が対象）

農用地利用集積計画に基づいて、新規又は更新する5年以上の契約に対して、耕作経費への支援金として支給する。

借入農地面積 10a 当り 田 畑 10,000 円 樹園地 20,000 円

田・畑 400a×10,000 円/10a 当=400,000 円

樹園地 500a×20,000 円/10a 当=1,000,000 円

ただし、次の全てに該当しない場合は対象とはならない。

- ① その農地が「豊丘村多面的機能支払交付金」の対象農用地であること。
- ② その農地が、農振農用地、又は農振農用地への編入が確約されていること。

計	1,400,000 円
---	-------------

3. 新規就農者支援事業

680千円

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
新規就農者支援事業	◎里親研修支援金 100 千円×1 人=100,000 円	3ヶ月後 100,000 円支給 就農時に 200,000 円支給 月額 10,000 円を上限に家賃補助する。（ワーキングホリデー参加者は月額 15,000 円を上限）
	◎就農支援金 200 千円×2 人=400,000 円	
	◎住宅支援金 15 千円×12 ヶ月×1 人=180,000 円	
	計 680,000 円	

総額 21,925千円

お問い合わせ：豊丘村役場 農政係 TEL35-9056